

第2 政策の概要

1 政策の背景事情等

外客旅行容易化法第3条第1項に基づき国土交通大臣が定めた外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（平成9年運輸省告示第536号。最終改正平成20年国土交通省告示第1151号。以下「基本方針」という。）では、「国際観光を通じた人的交流は、国と国、人と人との相互理解の増進に寄与することから、その積極的な拡大を図るべきである。（中略）また、そもそも観光産業は、旅行業、交通産業、宿泊業等幅広い分野を包含しており、その消費額や雇用規模からみて、我が国経済に大きな貢献をしている。国内製造業の生産拠点の海外移転が進む我が国において、新しい雇用を創出する産業として観光産業は大きく期待されている。（中略）我が国には豊かな観光資源が存在するが、今後、外国人観光旅客の来訪をさらに促進していくためには、これらの観光資源を有効に活用し、海外の観光地との競争に勝ち抜けるような観光魅力を創出していかなければならない。このことは、低迷している国内旅行の活性化にも資することである。」とされている。

平成15年1月、小泉内閣総理大臣の施政方針演説において、訪日外国人旅行者数（平成13年約500万人）を平成22年までに倍増させ1,000万人にするとの目標が掲げられ、観光立国行動計画（平成15年7月31日観光立国関係閣僚会議決定）等に基づいた施策が府省横断的に実施されている。16年度からは、外国人が快適に観光できる環境の整備に関して政策群が設定され、情報発信（宣伝）・誘客事業により外国人旅行者数の増加を図るビジット・ジャパン・キャンペーン（以下「VJC」という。）と魅力ある観光地づくり（国土交通省）、外国人の査証発給手続（外務省）及び出入国手続（法務省）の円滑化等に取り組むこととしている。これらにより、外国人旅行者数の倍増を図るとともに、国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすることを政策目標としている。

2 施策の概要

政策群「外国人が快適に観光できる環境の整備」を構成する予算施策は、図表1のとおり、「日本ブランド」の海外への発信及び魅力ある観光地づくりで構成されている。これらの施策について、平成16年度から19年度までの予算累積額の割合をみると、VJCを中心とした「日本ブランド」の海外への発信が85%を占め、魅力ある観光地づくりが16%となっている。

図表1 政策群を構成する予算施策の事業内容別予算額(平成16年度から19年度累積)

(単位：百万円、%)

予算施策名・事業内容	予算額	構成比
総 額	18,108	100.0
「日本ブランド」の海外への発信	15,301	84.5
VJCの実施	13,641	75.3
在外公館等を通じた文化交流事業の実施	1,278	7.1
その他	382	2.1
「魅力ある観光地づくり」	2,807	15.5
出入国審査体制の充実・強化	1,212	6.7
観光ルネサンスの実施	1,045	5.8
その他	550	3.0

(注) 1 関係6省の提出資料に基づき当省が作成した。

2 予算施策と政策群の体系(図表3)は、必ずしも一致していない。

本政策群において、政策目標の達成に向けて関係6省が果たすべき役割は、図表2-1のとおりとなっている。

図表2-1 政策群の省別役割

省名	政策目標の達成に向けて各省が果たすべき役割
国土交通省	観光立国推進基本計画(平成19年6月29日閣議決定)に基づき、観光立国担当大臣である国土交通大臣の下、関係省庁と連携を図る等により、日本ブランドの海外への戦略的発信及び国際競争力ある観光地づくり等、観光立国実現に向けた各施策を推進する。
総務省	国際観光に関して、地方公共団体に共通する課題の解決に資するため、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体における国際観光の取組を支援する。
法務省	外国人の出入国手続の円滑化及び厳格化に努める。
外務省	日本の魅力を海外に積極的に情報発信して、外国人の訪日観光意欲を喚起するとともに、観光等を目的とする外国人に対して査証発給手続の円滑化を図る一方、不法入国等への対応の厳格化を同時に行うことにより、外国人の訪日を促進する。
農林水産省	観光立国の実現に向け、外国人旅行者も訪れる農山漁村資源を活用した「一地域一観光」の取組を推進する。
経済産業省	産業間・地域間の多様な連携により、訪日外国人をはじめ地域における集客交流を促進し、新産業を確立する。

(注) 関係6省の提出資料に基づき当省が作成した。

また、当該政策群の予算額の推移をみると、図表2-2のとおり、平成16年度以降、毎年、総額45億円前後で推移している。省別では、V J Cを所管する国土交通省が40億円近くを、出入国審査体制の充実・強化を行う法務省及び日本国大使館・総領事館等（以下「在外公館」という。）を通じた文化交流事業を行う外務省はそれぞれ2億円から4億円程度を計上している。そのほか、農林水産省は、16年度以降、観光立村（国際グリーン・ツーリズム）の推進を図るためのモデル事業を1,500万円程度執行している段階である。総務省は、17年度及び18年度において地方公共団体の職員を対象とした国際観光に関する政策形成型研修の企画・実施等を、経済産業省は、16年度から18年度において愛・地球博事業及びサービス産業創出支援事業(注)を計上している。

(注) 地域資源を発掘・強化し、その魅力を内外に的確に発信することで交流人口を増加させ、多様なサービスを提供する事業を集客交流サービスと位置付け、新産業として確立すべく、地域や事業者ネットワークにおける先導的な取組に対し、初期段階での支援を行う事業であり、産学官連携や多産業間連携等に着眼している。

図表2-2 政策群を構成する予算施策の省別予算の推移

(単位：百万円)

省名	平成16年度	17年度	18年度	19年度
総額	4,173	4,683	4,737	4,515
国土交通省	3,521	3,879	4,091	3,901
総務省	—	28	8	—
法務省	297	451	235	250
外務省	336	311	389	350
農林水産省	19	14	14	14
経済産業省	…	…	…	—

- (注) 1 関係6省の提出資料に基づき当省が作成した。
 2 農林水産省の数値は、決算額である。
 3 政策群に登録している予算施策はあるが、そのうちの外国人の受入促進施策に係る予算額(内数)を切り出せない場合は、「…」としている。
 4 政策群に登録している予算施策がない場合は、「—」としている。

今回、評価の対象とした施策の概要は次のとおりである [図表 3 (11頁) 参照]。

(1) 外国人の訪日促進

日本の魅力を海外に積極的に情報発信して、外国人の訪日旅行意欲を喚起するとともに、観光等を目的とする外国人に対して、査証発給手続、出入国手続の円滑化等を図る一方、不法入国等への対応の厳格化を実施することにより、外国人の訪日を促進することとしている。その措置の概要は、次のとおりである。

ア 情報発信（宣伝）・誘客事業による外国人旅行者数の増加

「訪日外国人旅行者数を平成 22 年までに 1,000 万人にする」との政策目標を実現するために、15 年から、国、国際観光振興機構、地方公共団体及び民間事業者・団体が共同して、V J Cを行っている。V J Cでは、訪日旅行需要が大きく、我が国における外国人旅行者数の増加に寄与すると判断される 12 か国・地域を V J C 重点対象国・地域に選定した上で、V J C 重点対象国・地域の旅行関係者を招請し、日本向けのツアー造成につなげる旅行会社招請事業、記者、テレビクルー等を招請し、日本の観光資源等を紹介する記事等の作成を支援するメディア招請事業等を実施することとしている。

イ 査証発給手続の円滑化等

日本に入国・上陸しようとする外国人は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 6 条に基づき、原則として、有効な旅券で在外公館の査証を受けたものを所持しなければならないとされている。一方で、国は、日本社会の安全の確保という観点を踏まえつつ、我が国と諸外国との観光を含む人的交流の促進の観点から、短期滞在在留資格に係る査証の免除措置、査証の発給手続の円滑化等、外国人旅行者の訪日が円滑となるような措置を講じている。

ウ 出入国手続の円滑化等

法務省は、空港等における外国人の出入国手続の円滑化及び審査の迅速化のため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックする「プレクリアランス（事前確認）」、外国人出入国記録カードの多言語化等の措置を講じており、また平成 19 年 11 月には、日本人及び一定の要件に該当する在留外国人が、指紋等の個人識別情報を利用し、上陸許可及び出国確認の証印を受けることなく出入国できるようになる「自動化ゲート」の導入等の措置を講じている。

(2) 魅力ある観光地づくり

外国人旅行者数を持続的に増加させるためには、外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーター化を促進させていくことが重要である。このためには、外国人旅行者に対する接遇の向上、旅行費用の低廉化及び魅力ある観光資源の保全・創出による魅力ある観光地づくりが必要である。

このため、外客旅行容易化法等に基づき、国等は、国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与することを目的として、外客来訪促進地域(注)の整備等、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化、通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上等の措置を講ずることとされている。

同法等において行うこととされている措置の概要は、次のとおりである。

(注) 外客旅行容易化法第4条第1項に基づき、我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する観光資源を有する観光地及び宿泊拠点地区(外国人観光旅客の宿泊の拠点となる地区)が存在し、かつ、それらを結ぶ観光経路の設定により外国人観光旅客の来訪を促進する地域として、都道府県が定めるものをいう。

[資料6及び7参照]

ア 外国人旅行者に対する接遇の向上

外国人旅行者にとっては、外国語による情報提供が少ないことや外国語で対応できる人が少ないことが、旅行中の様々な場面で不安や不便さを感じることとなり、ひいては、旅行を十分に楽しめないことにもつながる。このため、外国人旅行者に外国語で接遇することが重要となっている。

(7) 観光関連事業者の接遇の向上

a 宿泊業者

国際観光ホテル整備法に基づき、外客に対する接遇を充実し、国際観光の振興に寄与することを目的として、ホテル・旅館の登録制度が導入されている。同制度による登録を受けているホテル・旅館(以下「登録ホテル・旅館」という。)により人を宿泊及び飲食させる営業を行う者(以下「登録ホテル・旅館業を営む者」という。)は、登録ホテル・旅館における複数の外国語による案内標識の整備等の外客の利便の増進のための措置を講ずるよう努めることとされている。さらに、基本方針においても、外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客にとって、宿泊拠点地区は、当該地域を周遊する上で足場となる場所であると同時に、寝食等を通じて日本文化、地域文化等を体験できる場所であることから、当該地区においては、登録ホテル・旅館等外国人観光旅客の利用に適する宿泊施設が存在していることが必要であり、かつ、これらの施設において、

外国人観光旅客の接遇の向上を図るよう、宿泊関係事業者は、施設、設備、サービス等の向上に努めることとされている。

b 交通事業者等

交通事業者等（注1）は、外客旅行容易化法に基づき、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供（車両の行先表示等）を促進するための措置（以下「情報提供促進措置」という。）を講ずるよう努めなければならないとされている。また、観光庁長官は、交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、特に必要があると認めるときは、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間を情報提供促進措置を講ずべき区間（注2）として指定することができることとされている。

（注）1 交通事業者等の定義については、90頁参照。

2 鉄道・軌道事業者の場合、起点と終点とを結ぶ営業区間（路線）が指定されている。なお、意識調査は外客旅行容易化法の改正前に実施したため、意識調査では「国土交通大臣が指定した区間」と表記している。

c 地方公共団体

都道府県は、外客旅行容易化法に基づき、外客来訪促進地域の整備等を促進するため、単独で又は共同して、当該都道府県内の外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（以下「外客来訪促進計画」という。）を定めることができるとされている。基本方針では、外客来訪促進地域は、外国人観光旅客の誘致に積極的な市区町村により構成され、外国人観光旅客の外客来訪促進地域への来訪を促進するため、外国語で表示したパンフレットの配布等による情報提供を行うほか、当該地域に重点的に誘致しようとする外国人観光旅客に即した外国語で表示した案内標識等の整備が必要とされている。

(4) 観光案内所の充実強化

観光案内所は、地方公共団体、観光協会、運輸機関等多様な主体によって設置、運営されている。国際観光振興機構では、外国語による対応が可能な者が案内業務を行うこと等の基準を満たした観光案内所をビジット・ジャパン案内所（以下「VJ案内所」という。）として指定した上で、VJ案内所に対して、電話による通訳業務の代行（以下「電話通訳」という。）等外国語による案内業務のための補完措置を講じている。

(ウ) 通訳案内士の増加等

通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）に基づき、報酬を得て、外国人に対する通訳案内を業として行おうとする者は、通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければならないとされている。平成 18 年度に通訳案内士を増やすための試験制度の見直し、通訳ガイド検索システム、通訳案内士登録簿の整備等が行われている。

イ 旅行費用の低廉化

基本方針では、我が国の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用をより低廉なものとするのが、外国人観光旅客の来訪の促進に大きく貢献することから、外国人観光旅客を対象とする低廉な共通乗車船券の発行の促進に努めることとされている。

ウ 魅力ある観光資源の保全・創出

景観法（平成 16 年法律第 110 号）では、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、政令指定都市、中核市等は、景観行政団体として、景観計画区域、良好な景観の形成に関する方針等を定めた景観計画を定め、良好な景観の形成のための規制等を行うことができることとされている。

図表3 「外国人が快適に観光できる環境の整備」に関する政策（政策群の体系）

